に廃棄する必要があると認められる領域締約国の領域内に存在するものに限る。）（以下「遺棄化学兵器」という。）の問題に関して、閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること。	
3 前号に掲げるもののほか、内閣の重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、当該重要政策に関し行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること（独立公文書管理監及び他の政策統括官の所掌に属するものを除く。）。	2 内閣の重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、当該重要政策に関し行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること（独立公文書管理監及び他の政策統括官の所掌に属するものを除く。）。
4～10 ［略］	3～9 ［同上］
11 原子力損害賠償・廃炉等支援機構の組織及び運営一般に関すること。	［号を加える。］
12 遺棄化学兵器の廃棄処理事業の実施に関すること。	［号を加える。］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。